

四日市市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第38号

四日市市事務分掌条例の一部を改正する条例

四日市市事務分掌条例（昭和32年四日市市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>政策推進部</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 広報広聴に関する事項</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>総務部 (略)</p> <p>財政経営部 (略)</p> <p><u>市民生活部</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生涯学習に関する事項</p> <p>(3)から(7)まで (略)</p> <p>健康福祉部 (略)</p> <p>こども未来部 (略)</p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>政策推進部</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>総務部 (略)</p> <p>財政経営部 (略)</p> <p><u>市民文化部</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>文化振興及び生涯学習に関する事項</u></p> <p>(3)から(7)まで (略)</p> <p>健康福祉部 (略)</p> <p>こども未来部 (略)</p>

<p>シティプロモーション部</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>文化振興に関する事項</u></p> <p>(4) <u>文化財の保護に関する事項</u></p> <p>(5) <u>体育施設及びスポーツに関する事項（学校における体育に関することを除く。）</u></p> <p>商工農水部 (略)</p> <p>環境部 (略)</p> <p>都市整備部 (略)</p> <p>第2条 市長の権限に属する次に掲げる事務を分掌させるため、<u>危機管理統括部</u>を置く。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>シティプロモーション部</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>広報広聴に関する事項</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>商工農水部 (略)</p> <p>環境部 (略)</p> <p>都市整備部 (略)</p> <p><u>スポーツ・国体推進部</u></p> <p>(1) <u>体育施設及びスポーツに関する事項（学校における体育に関することを除く。）</u></p> <p>(2) <u>第76回国民体育大会に関する事項</u></p> <p>(3) <u>第21回全国障害者スポーツ大会に関する事項</u></p> <p>第2条 市長の権限に属する次に掲げる事務を分掌させるため、<u>危機管理監</u>を置く。</p> <p>(1) (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(四日市市スポーツ推進審議会条例の一部改正)
- 四日市市スポーツ推進審議会条例（昭和38年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>シティプロモーション部</u> において処理する。	(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>スポーツ・国体推進部</u> において処理する。

(総務部総務課)